

特定間伐等促進計画

福井県

若狭町

令和6年9月(策定)

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、46,820ha(年平均4,682ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や若狭町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で2,395ha(年平均約240ha)の間伐を行うことを、本特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図1のとおりとする。

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量	番号	交付金希望	備考
		都道府県	市町	大字又は林班	地番又は林小班					
該当なし										

(6) 事業実施箇所
別図2のとおり

(なお、森林経営計画に基づき実施する箇所については記載を省略)

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

森林組合等の経営意欲と能力のある事業者が、集落等のまとまりのある単位において森林施業の集約化を進め、間伐及び木材生産コストの低減をはかるとともに、森林経営計画の作成による継続的な森林整備を推進していく。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

ドローンや航空レーザ計測、解析データ等新たな技術を積極的に導入するよう努め、森林調査コストの低減を図るとともに、施業提案や境界の確認等への活用を推進していく。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられ、効率的に配置された路網整備を推進していく。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

路網の整備状況や路網密度に応じた適切な作業システムや高性能林業機械を導入・活用するとともに、施業地の確保や効率的な現場管理等を通じた高性能林業機械の安定的な稼働により生産性の向上を推進していく。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

植栽適期の長いコンテナ苗の活用や主伐と再造林の一貫施業、下刈り回数の低減、適地での天然更新等により、造林・保育の低コスト化を推進していく。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐における採算性を確保するためには、供給側では原木の価値に応じた適切な造材や仕分け等による各材質の供給量の増加、利用側では需要量や受入規格の明確化を図る。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

令和2年度に設立された「ふくい県産材生産拡大協議会」とも連携し、本町内の担い手を支援することで、間伐材の安定供給体制のさらなる構築を推進していく。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関すること。

令和6年9月(策定)

(2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

事業者育成のため森林環境譲与税等の活用をするとともに、各種研修会への参加働きかけを推進する。

